

選挙告示

理事(中国地方本部区域選出)の欠員補充選挙

平成 20 年 7 月 8 日
選 挙 管 理 会

選挙規程第 28 条第 1 項の規定にもとづき、次により理事(中国地方本部区域選出)の欠員補充選挙を施行します。

1. 選挙の種類

理事(中国地方本部区域選出)の欠員補充選挙

2. 定数

1 人

3. 立候補締切りの日時

平成 20 年 7 月 24 日(木曜日)15 時 00 分 (注 1) (注 2)

4. 候補者公表の方法

- (1) 平成 20 年 7 月 25 日付をもって連盟事務局に告示を掲示
- (2) 候補者氏名の掲載順序は、選挙管理会が抽選で決定

5. 投票締切の日時

平成 20 年 9 月 10 日(水曜日) 18 時 00 分 (注 1)

6. 開票の場所および日時

- (1) 開票の場所 連盟事務局
- (2) 開票の日時 平成 20 年 9 月 11 日(木曜日) 10 時 00 分から

(注 1) 立候補届は立候補締切りの日時までに、また、投票は投票締切りの日時までに事務局に到着したものに限り受け付けます。

(注 2) 立候補届を送付するときは、必ず配達証明郵便、書留郵便(簡易書留を除く。)または配達記録の残る宅配便でお送りください。

選挙のお知らせ

選挙管理会

このたび、理事(中国地方本部区域選出)の死去にともない欠員が生じたので、定款第24条第3項ただし書および規則第2章の規定にもとづき、欠員補充選挙を行います。

1. 選挙の種類

理事(中国地方本部区域選出)の欠員補充選挙
中国地方本部の区域を選挙区域とし、その区域内の選挙権を有する正員によって1人の理事を選挙します。

2. 選挙の管理

選挙管理会が行います。

3. 理事(中国地方本部区域選出)の職務

理事は、連盟の業務について、法人である連盟を代表し、全員で理事会を構成するとともに、連盟の業務を遂行します。

理事会は、総会で決められたことに基づいて、連盟の業務執行に必要な方針、計画などを審議決定するところです。

4. 立候補の資格要件

今回の選挙に立候補しようとする方は、次の資格が備わっていなければなりません。

- (1) 選挙告示のあった月の7日(平成20年7月7日)現在で満年齢20歳以上の日本国籍を有する個人であること。(昭和63年7月7日以前に生まれた方)
注:社団は立候補することはできません。
- (2) 平成20年7月7日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員であって、その日現在で引続き3年以上の正員歴および中国地方本部区域内に住所を有する者であって、中国地方本部区域内に住所を有する正員10人以上の推薦があること。
- (3) 選挙管理会管理者、選挙裁定会裁定員でないこと。

5. 選挙権

投票を行うことができる資格は、平成20年8月7日現在の会員名簿に登録され、かつ、会費が納入されている正員で、個人、社団を問いません。
したがって、准員、家族会員、名誉会員(正員を兼ねるものを除く。)、賛助会員には、投票権はありません(被選挙権もありません。)。また、投票は1人1票に限られています。

6. 投票

投票用紙は、8月中旬頃に選挙権のある方に連盟から郵送します。
投票の締切りは、9月10日(水曜日)18時00分です。その日時までに投票の宛先に到着しなければ無効です。

7. 立候補受付の締切

平成20年7月24日(木曜日) 15時00分です。

8. 立候補届等の用紙

立候補届、推薦書その他立候補に必要な書類の用紙は、連盟事務局に準備してありますので、お申し出ください。

9. 問い合わせ

原則として文書で、選挙管理会(連盟事務局内)にお問い合わせください。

選挙運動についてのご注意

選挙管理会

今年行われる選挙を公明・適正に行うため、選挙運動について次のとおりとしましたので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

- (1) 選挙規程第 39 条の条文中「連盟の組織名並びに役名をもって、特定の候補者のための選挙運動をしてはならない。」とある「組織名」と「役名」の範囲は次のとおりです。

組織名：総会、理事会、評議員会、地方本部、支部、委員会

役名：役員（理事、監事、会長、副会長、専務理事）、評議員、顧問、
参与、委員長、地方本部長、会計監査、支部長、監査長、
会計幹事、地方本部で定めた幹事、支部で定めた監査指導委員長
および運営委員

ただし、立候補者が自分に関係のある組織名並びに役名をもって自分の選挙運動に使うことは差しつかえありません。

- (2) 選挙運動の期間は、立候補届出の日から投票締切りの日までとします。
- (3) 選挙運動については、選挙規程第 39 条の規定のほか、社会通念上、インターネット等の利用を含めた「選挙の公正を妨げる行為」特に他人の名誉き損、虚偽の事実の公表などで公正な選挙を妨げた場合は、処分の対象になることもありますのでご注意ください。